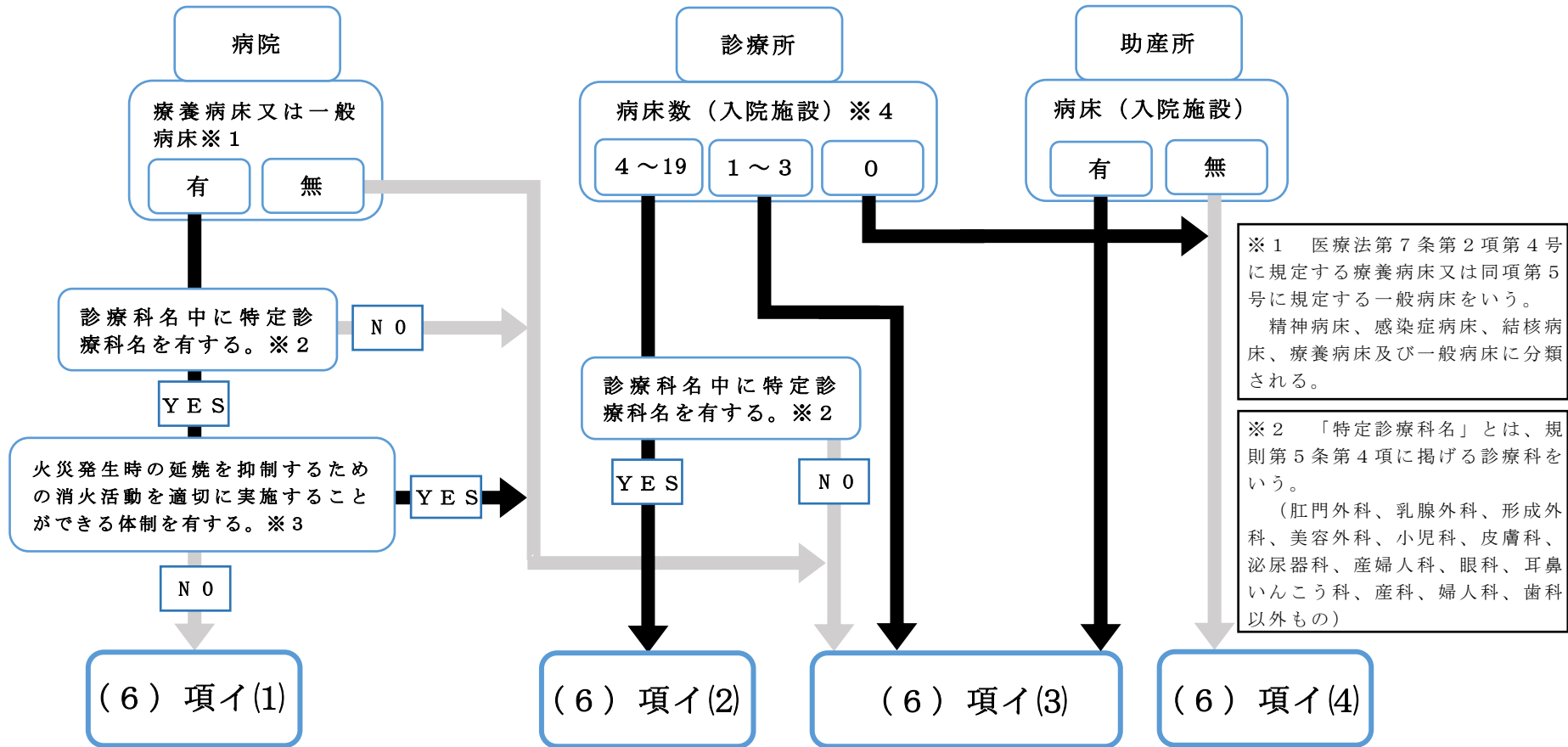


## (6) 項イ判定フローチャート



※1 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床をいう。  
精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床に分類される。

※2 「特定診療科名」とは、規則第5条第4項に掲げる診療科をいう。  
(肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科以外もの)

※3 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制については、次によること。

- 規則第5条第3項第1号及び第2号による職員数の要件の両方を満たす体制であること。  
(例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。
- 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、1日の中で、もっとも職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。
- 規則第5条第3項に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。
- 規則第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

※4 医療法第7条に規定する許可病床数をいう。許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。)が1未満のものにあつては、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。